# 何広域連合条例制定(改廃)請求者署名簿様式(第九条関係)

(表紙)

令和何年何月何日

何広域連合条例制定(改廃)請求者署名簿

(第　　号)

署名収集者　氏　　名

署名の偽造、数の増減等を行った場合には罰則の適用があります(地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の四第二項)。

署名を行おうとする者が心身の故障等により署名簿に署名することができない場合で、その者の委任を受けたとき以外は、代筆を行うことができません(同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第八項)。これに違反した場合には罰則の適用があります(同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の四第三項)。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 有効<br>無効 | | |
| | | 番号 | | |
| | | 署名<br>年月日 | | |
| | | 住所 | | |
| | | 生年<br>月日 | | |
| | | 氏名 | | |
| | | 代筆をした場合 | 代筆者の住所 | |
| | | | 代筆者の生年月日 | |
| | | | 代筆者の氏名 | |
| | | 備考 | | |

備　考

一　本署名簿を二冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連番号を付さなければならない。

二　条例制定(改廃)請求書(写)及び条例制定(改廃)請求代表者証明書(写)又は条例制定(改廃)請求署名収集委任状は、これを表紙の次につづり込むものとする。

三　署名簿は、署名収集者(請求代表者又は請求代表者の委任を受けた者をいう。)ごとに作成するものとする。

四　地方自治法施行令第二百十二条の二において準用する同令第九十五条の三の規定による附記は、当該署名の備考欄に記入すること。

五　署名簿が二冊以上あるときは、地方自治法施行令第二百十二条の二において準用する同令第九十五条の四の規定による記載は、一連番号の最後の署名簿の末尾にこれをしなければならない。